

# 大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校

〔 国家戦略特別区域法を活用した公設民営学校 〕

## 指 定 管 理 法 人 業 務 仕 様 書

平成 29 年 1 月

大阪市教育委員会事務局

## 目 次

第 1	基本事項	
1	目的	1
2	本事業の理念及び趣旨	1
3	学校運営の基本方針	2
第 2	中高一貫校の概要	
1	開設目的	3
2	教育の特徴	3
3	開設内容	3
4	I B 認定について	6
第 3	業務内容等	
1	業務内容	7
2	配慮すべき事項	7
3	当該業務にかかる経理	7
4	事業計画書の提出	8
5	学期報告書の提出	8
第 4	人的管理	
1	教職員の配置	9
2	校務分掌	9
3	教職員の要件	10
4	常勤職員の配置	10
5	教職員の配置基準	10
6	教職員の兼務	11
7	教職員の研修	11
8	教職員の服務	12
9	教職員の労務管理	12
10	派遣教員の受入	12
第 5	物的管理	
1	施設管理	13
2	備品管理	14
3	防火・防災及び警備	15
4	事故報告	15

5	光熱水費	16
6	その他留意事項	16
第6	生徒管理	
1	学年及び学期	17
2	休業日	17
3	授業時間	17
4	学級編制	18
5	入学に関する手続及び基準	18
6	卒業に関する手続及び基準	18
7	懲戒に関する手続及び基準	18
8	転入学・編入学に関する手続及び基準	18
9	退学、休学、留学に関する手続及び基準	18
10	その他の処分に関する手続及び基準	19
11	教育課程の編成方針	19
12	学習指導	19
13	教科書及び教材	20
14	成績評価	20
15	生徒指導	20
16	進路指導	21
17	生徒指導要録	21
18	学校保健・学校給食	21
19	特別支援教育	21
20	学校行事	21
21	長期・短期の留学	22
22	学校図書館	22
23	教育課程外の活動	22
24	その他	22
第7	運営管理	
1	運営に関する計画	23
2	学校評価	23
3	災害時等の危機管理体制	23
4	感染症等の疾病・食中毒予防	23
5	事故報告	23
6	教職員の異動等にかかる報告	24

7	学校徴収金等	24
8	証明書類の発行	24
9	保険への加入	25
10	広報及び情報発信	25
11	地域との連携	25
12	企業及び大学との連携	25
13	本市学校教育全体の拠点校としての役割	25
第8	その他留意事項	
1	調整会議の設置	26
2	損害賠償	26
3	監査委員等による監査	26
4	その他	26
別紙1	中高一貫校の施設整備計画の概要	27
別紙2	管理代行料の見込額	30
別紙3	教職員配置の標準数	32

その他資料（別添を参照してください）

- 資料1 大阪市小・中学校教育課程編成要領
- 資料2 大阪市高等学校教育課程編成要領
- 資料3 学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び国際バカロレアディプロマプログラム認定校における教育課程の基準の特例の制定について（通知）
- 資料4 運営に関する計画の策定・学校評価実施マニュアル
- 資料5 学校協議会 運営の手引
- 資料6 大阪市いじめ対策基本方針

# 大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校 指定管理法人業務仕様書

## 第 1 基本事項

### 1 目的

大阪市立第 131 中学校（以下「中学校」という。）及び大阪市立第 21 高等学校（以下「高等学校」という。）（以下これらを「中高一貫校」という。）の管理に関する業務（以下「当該業務」という。）について、「大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校 指定管理法人募集要項」（以下「募集要項」という。）に定めるもののほか、必要な仕様を定めるものとする。

### 2 本事業の理念及び趣旨

世界的な競争と協働が進む現代社会において、豊かな語学力を身に付け、海外に日本の文化を発信するとともに、外国の文化を理解・尊重し、国際社会で活躍できる人材、大阪が世界とともに発展することに寄与する人材を育てることは現在の大阪における重要課題である。

国際共通語である英語は、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなるものであり、大阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）においても「英語イノベーション事業」として小中一貫した教育のもとで各中学校区にネイティブ・スピーカーを配置するなど、生きた英語を学ぶ機会を増やすとともに、外国の文化に対する関心や理解を深め、グローバル化に対応できる人材育成に努めているところである。

国においても、平成 25 年 5 月の教育再生実行会議第三次提言の中で、グローバル化に対応した教育環境づくりを進める上で、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実させることが示され、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 - JAPAN is BACK」の中で「世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成」として国際バカロレア（以下「IB」という。）認定校等の大幅な増加をめざすなど、グローバル化に対応する人材力を強化する方針が打ち出された。

このような背景の中、教育委員会では、平成 25 年 9 月の国家戦略特区の提案の際に、民間ノウハウを活用したグローバル人材の育成という観点で、IB の認定を受ける公設民営学校の設置を提案に盛り込んだ。さらに同年 12 月の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の公布・施行を受け、平成 26 年 5 月に、文部科学省に対し「国際バカロレアの認定コースと特色ある学科を併せ持つ中高一貫校の公設民営学校による設置」についての制度設計案の正式提案を行った。

その後、平成 27 年 9 月の国家戦略特別区域法改正により、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして、公設民営学校の設置が認められることとなった。

事業運営主体である教育委員会及び指定管理法人は、グローバル化が加速する 21 世紀において日本経済が成長を続けるためには、世界で通用する語学力・コミュニケーション能力や

論理的思考力を身に付けた「グローバル人材」を育成することが急務となっていることを認識し、学校教育において公設民営という今までにない新たな手法により、民間のノウハウや人材を活用することで、教育の水準や質の向上を効率的・効果的に達成するとともに、国際的に活躍できるグローバル人材の育成に努めなければならない。

また、国家戦略特区における特別な学校として、市民に公設民営という新たな教育の場を選択する機会を提供するとともに、大阪に集まる国際的人材の子女や海外からの帰国子女を幅広く受け入れ、大阪の子どもたちと切磋琢磨することにより、多様な文化・価値観をお互いに認め合うグローバルな学校を開設するにあたり、従来の公設公営学校では成しえなかった斬新な民間の教育ノウハウが必要であるため、本事業を実施することとなった。

### 3 学校運営の基本方針

指定管理法人は、教育委員会が設置する学校の管理・運営を行うものであり、法令・条例・規則の遵守はもちろんのこと、原則として教育委員会の方針・指針・通知等に基づいた学校運営を行わなければならない。さらに国や大阪市の公金で運営されている学校であることを念頭に置き、市民等に信頼される学校運営に努めなければならない。

なお、大阪市教育振興基本計画に記されている、教育委員会の学校運営における基本となる考え方は以下のとおりである。

- ・ 一人ひとりの子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと
- ・ 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること

## 第2 中高一貫校の概要

### 1 開設目的

国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的とする。

### 2 教育の特徴

- (1) 中高一貫校としては全国初となる公設民営の手法で学校運営を行い、民間のノウハウを最大限活用する。
- (2) 公立学校としての教育水準及び公共性を教育委員会が担保しつつ、現行の公務員制度とは異なり、外国人教員等の柔軟な任用により、多様な人材を安定的に確保する。
- (3) 英語を母語とする相当数の専任外国人教員の指導のもと、学校生活全般の中で生きた英語力を身につける。
- (4) 国語以外の一部の教科等で専任外国人教員により英語を用いて授業を実施することにより、英語ベースで学習内容の理解を深化させ、国際社会における様々な分野において英語による多数者間折衝や交渉能力を育成する。
- (5) 国際的に通用する実践的な語学力や起業家精神を育成するため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の人材（外国人など）による指導を行う。
- (6) 課題探究型の授業を多く実施し、突出した才能や強い個性をもつ生徒にも対応する柔軟性のある教育を行う。

### 3 開設内容

#### (1) 名称

大阪市立第 131 中学校及び大阪市立第 21 高等学校

（名称については平成 29 年度中に正式決定し、条例改正を行う予定）

#### (2) 開校時期

平成 31 年 4 月 1 日（予定）

#### (3) 所在地

東学舎：大阪市住之江区南港中 2 丁目 7 番 18 号（現・大阪市立南港緑小学校校地）

西学舎：大阪市住之江区南港中 3 丁目 7 番 13 号（現・大阪市立南港渚小学校校地）

【年度別施設整備計画（施設整備計画の概要（別紙 1）を参照）】

西学舎の既存校舎を改修して開校し、その後西学舎において増築工事を行う。なお、東学舎の既存校舎については改修を行わず、管理諸室・普通教室・特別教室として使用する。

		H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度以降
東学舎	既存校舎	管理諸室・普通教室・特別教室・グラウンド			解体工事	グラウンド
	増築等		増築工事		管理諸室・普通教室・特別教室	
西学舎	既存校舎	管理諸室・特別教室				
	増築等		増築工事		管理諸室・普通教室・特別教室	

現時点での予定であり、今後の予算状況、計画変更等により内容が変更となる可能性がある

(4) 設置形態

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条に規定する併設型中高一貫校

(5) 設置学級数・生徒定員数（予定）

中学校：6 学級 240 人（各学年 2 学級 80 人）

高等学校：12 学級 480 人（各学年 4 学級（内部進学 2 学級、外部入学 2 学級）160 人）

【年度別学級数】（ ）内は学級数

	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
中学校	中 1（2）	中 1（2）	中 1（2）	中 1（2）	中 1（2）	中 1（2）
		中 2（2）	中 2（2）	中 2（2）	中 2（2）	中 2（2）
			中 3（2）	中 3（2）	中 3（2）	中 3（2）
高等学校	高 1（2）	高 1（2）	高 1（2）	高 1（4）	高 1（4）	高 1（4）
		高 2（2）	高 2（2）	高 2（2）	高 2（4）	高 2（4）
			高 3（2）	高 3（2）	高 3（2）	高 3（4）
総学級数	4 学級	8 学級	12 学級	14 学級	16 学級	18 学級

(6) 設置学科・設置コース（予定）

高等学校に設置する学科及びコースの名称、内容については次のとおりとする。

学科	コース（2 年次より）	定員	内容
グローバル 探究科 （専門学科） （全日制）	グローバル コミュニケーションコース	70 名 程度	国際的な舞台で、英語を用いて協議や情報発信ができるコミュニケーション能力を育成するための教育課程を編成
	グローバル サイエンスコース	70 名 程度	自然科学の分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、実験や実習を多く取り入れた教育課程を編成
	IB コース（ ）	20 名 程度	IB のディプロマプログラム（以下「DP」という。）を実施し、DP 資格を取得するための教育課程を編成

（ ）IB コースについては、国際バカロレア機構（以下「IBO」という。）に申請し、IB 認定校として認められた後に設置

(7) めざす学校像

「世界に羽ばたき、イノベーションを牽引し、将来の大阪を担っていく人材の育成」

大阪の子どもたちが国際社会で活躍し、大阪の経済成長を牽引する人材へと成長する学校

多くの専任外国人教員から生きた英語を学び、優れた英語運用能力を身につけ、地球の視野に立って主体的に行動できる人間へと成長する学校



突出した才能や強い個性をもつなどの多様な子どもに対して、これまでの公教育ではカバーできなかった、突き抜けた異才にも十分対応する柔軟性のある学校

先進的な教育プログラムを実践し、拠点校として大阪の学校教育全体の学力向上に寄与する学校

新しい時代における、新たな学校運営のスタイルをもつ学校として、生徒の多様な学校選択のニーズに応える学校

海外からの帰国生徒や大阪で働く外国人の子どもたちと、大阪の子どもたちとが切磋琢磨し学び成長する学校

#### (8) 教育課程の特徴

中学校・高等学校共通

- ・ 自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点をおいた教育課程編成
- ・ 英語教育に重点をおいた教育課程編成
- ・ 国語以外の一部の教科等において、専任外国人教員による英語を用いて授業を行うイマージョン授業の実施
- ・ 自ら課題を発見し解決することを目的とした課題探究型授業の実施
- ・ 突出した才能や強い個性をもつ生徒に対し、ICT機器の積極的活用等による特別なプログラムの実施

中学校

- ・ 専任外国人教員による会話を重視した生きた英語教育の実施
- ・ 学校選択教科として英語の授業時間を増時間し、国際理解に関する教科を設置
- ・ 高校の学習内容の先取り学習

高等学校

- ・ 多数者間折衝・交渉が可能なレベルの英語運用能力を身につけるための教育課程
- ・ IBのコア科目である「TOK」を取り入れた「総合的な学習の時間」の実施
- ・ IBコース以外の生徒も、DPの授業を科目単位で受講可能とする

(グローバル・コミュニケーションコース)

- ・ 国際的な舞台で、英語を用いて協議や情報発信ができるコミュニケーション能力を育成するための教育課程

(グローバル・サイエンスコース)

- ・ 正解のない問いや自ら設定した課題に取り組む姿勢を養うため、実験や実習系の科目を多く取り入れた教育課程

(IBコース)

- ・ DPを実施し、IBDP資格を取得するための教育課程

#### (9) めざす進路

グローバルコミュニケーションコース・グローバルサイエンスコース

英語力を活かし、さらに専門性を高めるため国内大学及び海外大学への進学をめざす

IBコース

IBDP資格(DP最終スコア)を利用し、国内大学及び海外大学への進学をめざす

#### 4 IB認定について

- (1) 高等学校において、平成 34 年度入学生（中学校からの内部進学生を含む。）より IB コースを設置するものとする。
- (2) 平成 35 年度より DP を実施するものとする。
- (3) IB O への候補校申請や認定校申請は、指定管理法人が行うこと。ただし、認定に関して必要な施設設備の改修等は教育委員会が行う。（平成 32 年 4 月までには候補校申請を行うこと）
- (4) 候補校申請費、IB O 訪問費用、候補校年会費等の必要経費については、管理代行料から指定管理法人が支出すること。IB 認定校となった後の必要経費（年会費等）についても同様とする。なお、教育委員会が認めた IB 認定に係る必要経費については、管理代行料として算定する。
- (5) IB ワークショップ受講料（管理職、教員）は、管理代行料から指定管理法人が支出すること。なお、教育委員会が認めた必要経費については、管理代行料として算定する。
- (6) DP 授業を教授する教員は、原則として日本の教員免許状（普通、臨時、特別）と IB 資格の両方を有していること。
- (7) IB コースの生徒に係る教科書、登録料、最終試験受験料等の実費は生徒個人負担とすること。
- (8) IB コースの教育課程編成（DP 授業含む）については、候補校申請前（アクションプラン作成前）に教育委員会と十分協議すること。
- (9) IB 認定については、文部科学省のホームページに掲載されている「国際バカロレア認定のための手引き」（平成 27 年 9 月 文部科学省大臣官房国際課）を参照すること。

### **第3 業務内容等**

#### **1 業務内容**

指定管理法人が行う中高一貫校における当該業務は、学校教育法第5条に規定する「学校の管理」となる。学校の管理とは、学校教育という事業を経営する作用をいい、その内容を具体的に区分すると次のとおりとなる。

(1) 人的管理

学校の教職員の任免その他人事に関すること

(2) 物的管理

学校の校舎その他の施設及びその敷地並びに備品等の管理に関すること

(3) 生徒管理・運営管理

学校の教育活動を効果的に実現するための業務に関すること

#### **2 配慮すべき事項**

(1) 併設型中高一貫校としての学校運営

大阪市立第131中学校及び大阪市立第21高等学校については、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す併設型中高一貫校であることを踏まえ、指定管理法人は、中学校と高等学校との学校行事や授業展開の一体的な運営を行うこと。

(2) 公平な運営

中高一貫校が公の施設であることを常に念頭に置き、公平な学校運営を行うこととし、特定の生徒等に合理的な理由なく、有利不利となるような学校運営は行わないこと。

(3) 教育委員会からの通知等への対応

指定管理法人は、教育委員会からの通知を遵守するとともに、照会及び依頼等には随時対応すること。

#### **3 当該業務にかかる経理**

(1) 管理代行料

指定管理法人は、教育委員会が支払う管理代行料をもって、当該業務を行うこと。

教育委員会は、当該業務に必要な経費（学校維持運営費（消耗品の購入、光熱水費、備品等の修繕料等）人件費その他の運営費）を算定し、予算の範囲内で年度ごとに管理代行料を支払う。

管理代行料の考え方及び現時点での見込額については、別紙2を参照すること。

(2) 予算執行

指定管理法人は、管理代行料の効果的かつ効率的な執行を行うこと。

管理代行料は、中高一貫校の管理に必要な経費（学校運営費、教職員の人件費等）にのみ使用すること。

(3) 経理規程

指定管理法人は、管理代行料の管理に関する経理規程を策定して経理事務を行い、その出納にかかる一連の状況について必ず書面として管理すること。

指定管理法人は、あらかじめ教育委員会と協議の上、学校徴収金等の管理に関する経理規程を策定して経理事務を行い、その出納にかかる一連の状況について必ず書面とし

て管理すること。

(4) 精算

年度ごとに支払う管理代行料については、当該年度に中高一貫校の管理において使用した経費を教育委員会に報告し、管理代行料に残額が生じた場合は、教育委員会に返還を行うこと。なお、管理において経費の不足が生じた場合は、その要因が教育委員会にある場合を除き、原則として管理代行料の増額は行わない。

#### 4 事業計画書の提出

(1) 事業計画書の提出期限

指定管理法人は、毎年度事業計画書を作成し、教育委員会が指定する期日までに提出すること。

(2) 事業計画書の内容

事業計画書には次の内容を記載すること。

管理上の目標

ア 教育目標

イ 課題

ウ 重点目標

業務実施計画

ア 教育課程編成表（入学年度別の学科別）

イ 年間行事計画

教職員配置計画

ア 運営組織図（校務分掌一覧）

イ 教職員名簿

ウ 教育職員について有効な免許状を有することを証する書類

エ 教科別教職員数等一覧表

収支計画

#### 5 学期報告書の提出

(1) 学期報告書の提出期限等

指定管理法人は、毎学期終了後、翌月末日までに当該業務について、中高一貫校の管理代行料の決算見込書とともに、当該学期の事業内容を報告する書類（以下「学期報告書」という。）を教育委員会に提出すること。

(2) 学期報告書の内容

学期報告書に記載する報告内容は、生徒の増減、単位修得状況、カリキュラムの進捗状況及び教職員の配置状況などの事項とし、具体的内容については、教育委員会と指定管理法人の協議により定める。

## 第4 人的管理

### 1 教職員の配置

中高一貫校に配置する教職員は、指定管理法人において雇用すること。なお、関係法令等の規定を遵守すること。

- (1) 学校教育法等の法令に基づき、次の職員を必ず配置すること。

職名	職務内容
校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる
教頭( )	校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる
教諭	生徒の教育をつかさどる
養護教諭	生徒の養護をつかさどる
事務職員	事務に従事する

副校長を置くときは教頭を置かないことができる。

- (2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を必ず配置すること。
- (3) IBDPの実施に当たっては、IBコーディネーターなど、IB教育の実施に必要な職員を配置すること。
- (4) 主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手等の職について、必要に応じて配置すること。

### 2 校務分掌

中高一貫校における教職員の校務の分掌については、校長が決定すること。なお、関係法令等の規定を遵守すること。

- (1) 学校教育法等の法令に基づき、次の校務分掌を置くこと。

分掌名	対象	職務内容
教務主任	中・高	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
学年主任	中・高	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
保健主事	中・高	校長の監督を受け、学校の保健に関する事項の管理に当たる
生徒指導主事	中・高	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
進路指導主事	中・高	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる
司書教諭	高	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる
事務長	高	校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる

- (2) 編制する学級ごとに、学級を担任する教諭等を置くこと。

### 3 教職員の要件

中高一貫校に配置する教職員は、関係法令等に定められる要件のほか、次の要件を満たす者を配置すること。

- (1) 校長は、教育委員会が実施している大阪市立学校長の公募における応募資格に準ずることとし、次の から までの要件を全て満たす者であること。

日本国籍を有し、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校教育法第 9 条各号のいずれかの規定に該当しないこと

開校日（平成 31 年 4 月 1 日）現在で年齢が満 35 歳以上であること

民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有すること又はそれと同等以上の経験を有すること

- (2) 生徒の教育をつかさどる主幹教諭、指導教諭、教諭（以下「教諭等」という。）は、次の要件を満たすこと。

配置する学校の種類、担当する教科ごとの有効な免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する免許状をいう。以下同じ。）を有すること

国語以外の 2 以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人である教諭等（以下「外国人教諭等」という。）を相当数配置すること

- (3) 教諭の職務を助ける助教諭及び教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する講師を配置する場合は、配置する学校の種類、担当する教科ごとの有効な免許状を有する者とする。

- (4) 生徒の養護をつかさどる養護教諭は、有効な免許状を有すること。

- (5) 事務を総括する事務長は、次の要件を全て満たす者であること。

経理に関する事務に従事した経験がある者

管理職的立場でスタッフを束ねる職務経験を有する者

### 4 常勤職員の配置

次の職員は常勤職員とすること。なお、常勤とは、1 日あたり 7 時間 45 分以上かつ週あたり 38 時間 45 分以上勤務することをいう。

- (1) 校長
- (2) 副校長又は教頭
- (3) 教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事又は司書教諭を担当する教諭等（保健主事にあつては養護教諭を含む）
- (4) 学級を担任する教諭等
- (5) 事務長

### 5 教職員の配置基準

中高一貫校に配置する教職員は、関係法令等を踏まえ、次の配置基準を満たすこと。なお、教育委員会が中高一貫校を管理する場合（公設公営の場合）における年度ごとの教職員配置の標準数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）の規定に基づき、別紙 3 のとおりとなるので参照すること。

(1) 校長

中学校及び高等学校にそれぞれ1名配置すること。なお、中学校の校長と高等学校の校長を兼務させることも可とする。

(2) 副校長又は教頭

中学校及び高等学校にそれぞれ1名以上配置すること。

(3) 教諭等

中学校においては、1学級当たり1人以上を配置すること。高等学校においては、収容定員を40で除して得た数以上、かつ、教育上支障がない数を配置すること。

(4) 養護教諭

中学校においては、1人以上を配置すること。高等学校においては、1人以上配置するよう努めること。

## 6 教職員の兼務

併設型中高一貫校であることを踏まえ、必要に応じて中学校及び高等学校双方の職を兼務させるなど効率的な教職員配置に努めること。

## 7 教職員の研修

(1) 指定管理法人は、中高一貫校の教職員に対し、職務の遂行に必要な能力の向上に資する研修を実施するものとし、実施にあたっての方針及び計画を定めること。

(2) 教育職員については、その職務を遂行するために絶えず研究と修養に努めるものとし、指定管理法人は教育職員の研修について、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定に準じた措置を講じなければならない。

(3) 指定管理法人は、次に定める研修を実施しなければならない。

### 管理職研修

大阪市立の公立学校であるという認識に立ち、市民の理解を得られる学校マネジメントの実践に関する研修を実施すること。

### 教員の指導力向上研修

教育委員会の求める高度な英語教育実践に資する教員の指導力維持のため、必要な研修を実施すること。なお、IBDPの実施に当たっては、IBOが主催するIBワークショップを受講させること。

### 人権研修

- ・ 教職員や生徒・保護者との人間関係の中で、互いに信頼し受容し合える人間関係づくりを進めるため、人権に対する正しい知識を深め、生徒や保護者の立場や気持ちを理解する人権感覚を磨き高める研修を行うこと。
- ・ グローバル教育を展開する学校であるので、様々な外国地域からの入学生が見込まれるため、異文化理解や人種問題の観点からの研修を行うこと。

### その他

- ・ 個人情報保護の観点を踏まえた研修を行うこと。
- ・ 教育委員会で実施しているコンプライアンス(法令遵守)研修の内容を参考に、コンプライアンスに関する研修を実施すること。

## 8 教職員の服務

中高一貫校の教職員は、指定管理法人が雇用する教職員となるが、大阪市立学校の教職員であることから、指定管理法人は本市の教職員の服務規程に準じた規程を設けること。

- (1) 指定管理法人は、中高一貫校の教職員の不祥事等があった場合は、本市の教職員に適用される大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号）第 28 条及び別表に定める懲戒処分の基準に準じた措置を講じなければならない。
- (2) 指定管理法人は、中高一貫校の教職員に対して、大阪市立学校に勤務する教職員として相応しくない行為の防止に努めなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)に該当する事案が生じた、又は生じる恐れがある場合は、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 108 号）第 20 条及び大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）第 12 条の規定に基づき、指定管理法人及び校長は教育委員会に速やかに報告しなければならない。

## 9 教職員の労務管理

### (1) 給与等

中高一貫校の教職員及び外部講師等の給与、報酬、賃金、謝礼（以下「給与等」という。）については、規程を設けて適切に支給すること。出張にかかる旅費も同様とする。

国家戦略特別区域法施行令第 3 条第 3 号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成 27 年文部科学省令第 29 号）第 1 条第 3 号の規定により、外国人教諭等の給与については、その能力及び実績に応じて必要な優遇措置を講じること。

雇用保険、社会保険、労働者災害補償保険の掛金について、法令に従って支払うこと。

所得税、住民税について、法令に従って給与等から控除し、所轄税務署長及び関係市区町村長に納付すること。

### (2) 勤務条件

勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定を遵守するとともに、規程を設けること。

## 10 派遣教員の受入

- (1) 教育委員会は、中高一貫校へ教員を研修派遣することができるものとし、指定管理法人はこれを受け入れなければならない。
- (2) 教育委員会が中高一貫校に研修派遣する教員（以下「派遣教員」という。）の人数その他の事項については、年度ごとに協議の上決定するものとし、年度協定で定める。
- (3) 派遣教員の給与については、教育委員会が直接支給するものとする。（管理代行料には含まれない。）
- (4) 派遣教員の勤務条件については、原則として本市の関係規程を適用すること。
- (5) 指定管理法人は、派遣教員の職務上の安全確保に努めなければならない。



## 第5 物的管理

### 1 施設管理

#### (1) 管理する施設の範囲

指定管理法人は、中高一貫校の校舎その他の施設及びその敷地（付属設備を含む。以下「管理施設」という。）を、教育委員会の指示に基づき適正に維持管理すること。

#### (2) 管理施設の維持保全

常に建物の維持保全に留意し、管理施設の損傷等の補修・修繕、更新等は指定管理法人が行うこと。

建物及び付属設備の維持保全については、原則として国土交通省発行の建築保全共通仕様書に基づき実施するものとする。

指定管理法人は、建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守するとともに、同法第12条に基づく法定点検を行うこと。

指定管理法人は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者を選任し、保安規程を定め国へ届け出るとともに、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務を実施すること。

指定管理法人は、管理施設の性能又は機能を維持し、安全を確認するため、定期及び日常的に点検を行うこと。また、関係法令に基づく点検、管理、報告を行うこと。

の結果、不具合があれば必要に応じて補修を行うなど、管理施設の性能又は機能の維持に必要な保守を行うこと。

定期点検の内容及び周期については、別途協議するものとする。なお、点検の方法は目視、打診又は動作確認等によることとし、結果を記録すること。

管理施設の性能又は機能の維持に必要な清掃を行い、ちり、しみ等の汚れを取り除き、常に清潔さを保つこと。なお、清掃の詳細については、別途協議するものとする。

管理施設に異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行うこと。

#### (3) ごみ・廃棄物の処理

中高一貫校の管理に伴い排出されるごみ・廃棄物については、関係法令及び本市の定めに従って処理すること。

なお、ごみ・廃棄物の処理の方法及び要する費用負担等については、別途協議するものとする。

#### (4) 管理施設の補修・修繕、更新等

当該業務に伴う日常的な補修、修繕、更新等は、指定管理法人が行うものとする。なお、当該管理施設は指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として本市の所有とする。

指定管理法人は、管理施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。なお、増築又は改造することは原則として認めない。

#### (5) 管理施設の損害の回復

指定管理法人は、指定管理法人の教職員、派遣教員又は生徒が、管理施設に損害を与えた場合は、当該管理施設を原状回復しなければならない。

指定管理法人が、原状回復に要した経費について、損害を与えた生徒に対して求償を行う場合は、当該生徒に故意又は重大な過失があったと認められる場合に限ること。

指定管理法人は、施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入すること。

(6) 管理施設の目的外使用

指定管理法人は、教育委員会の許可なく、管理施設を使用して目的外の事業を行ってはならない。

(7) 管理施設の第三者への貸与

第三者より、管理施設の目的外使用の申請があった場合は、学校運営及び教育活動への支障について校長から意見を聴取し、教育委員会が許可するものとする。

## 2 備品管理

(1) 管理する備品の範囲

指定管理法人は、中高一貫校の備品その他の物件（以下「管理備品」という。）を維持管理すること。なお、管理備品については、本市が指定管理法人に無償貸与するものとする。

(2) 管理代行料で購入した備品

指定管理法人は、管理代行料で管理備品を購入する場合、あらかじめ教育委員会に協議すること。

指定管理法人が管理代行料で購入した管理備品は本市に帰属するものとし、本市が指定管理法人に無償貸与するものとする。

(3) 指定管理法人が持ち込んだ備品等

指定管理法人が自ら所有し持ち込んだ備品及び指定管理法人が管理代行料又は学校徴収金等以外の経費により購入した備品（以下「持込等備品」という。）については、指定管理法人に帰属する。

持込等備品は、指定期間満了時に、指定管理法人が自らの費用負担と責任により撤去すること。

にかかわらず、教育委員会と指定管理法人との協議において両者が合意した場合、指定管理法人は本市又は次期指定管理法人に持込等備品を引き継ぐことができる。

持込等備品及び学校徴収金等で購入した備品の修繕に要する経費は、管理代行料に含まれない。

(4) 管理備品の管理

管理備品は、大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）の規定に基づき管理を行うこと。

管理備品について、廃棄などを行う場合には、教育委員会と協議を行うこと。

管理備品及び持込等備品については、それぞれ別に備品管理台帳を備え、適切に管理すること。

管理備品の修理については、指定管理法人が管理代行料により負担すること。

管理備品の更新にかかる経費については、教育委員会と指定管理法人とで協議し、負担する者を決めるものとする。

(5) 管理備品の損害の回復

指定管理法人は、指定管理法人の教職員、派遣教員又は生徒が、管理備品に損害を与えた場合は、当該管理備品を原状回復しなければならない。

指定管理法人が、原状回復に要した経費について、損害を与えた生徒に対して求償を行う場合は、当該生徒に故意又は重大な過失があったと認められる場合に限ること。

指定管理法人は、施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入すること。

### 3 防火・防災及び警備

(1) 指定管理法人は、中高一貫校の警備及び防災に関する計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(2) 中高一貫校に係る警備については、次のとおりとする。

施設開錠時（中高一貫校の教職員が勤務中の場合）にあつては、中高一貫校の教職員が管理施設を適宜巡回し、不審者の進入を防止するとともに、火の元及び消火器、火災報知器等の点検、危険物の除去、避難動線の常時確保、不審物の発見及び処置等を行うこと。

施設開錠時（教育委員会が契約する警備業者が警備する場合）に異常が発生した場合の連絡担当者を明確にするとともに、速やかに、被害等の確認又は被害の拡大防止のため、対応すること。なお、教育委員会が契約する警備業者の費用については、指定管理法人は負担しないものとする。

(3) 中高一貫校に次のとおり防火管理者を置くものとする。

指定管理法人は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に規定する防火管理者を定めなければならない。

指定管理法人は、防火管理者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を所轄の消防署長に届け出るとともに、教育委員会に報告しなければならない。

防火管理者は、指定管理法人の監督を受け、消防法第 8 条第 1 項に規定する防火管理上必要な業務を行うものとする。

(4) 火災・盗難等の防止については、次のとおりとする。

指定管理法人は、施錠箇所の点検整備を定期的に行うこと。また、各室の鍵の管理に関し、責任体制を明確にしておくこと。

電気、ガス、ストーブ等による事故を防ぐため、設備・機械器具の機能不良及び破損、落下、転倒のないよう点検整備を定期的に行うこと。

消火器の取扱いについて、中高一貫校の教職員及び生徒に周知徹底すること。

### 4 事故報告

指定管理法人は、管理施設及び管理備品について、次の事故・損害が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 火災による損害
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂又は爆発による損害

- (4) 地震、津波、風水災等の自然災害による損害
- (5) 暴力行為による損害
- (6) 盗難・侵入による損害

## 5 光熱水費

指定管理法人は、中高一貫校において使用した電気、ガス、水道の光熱水費について、管理代行料より支出するものとする。なお、電気、ガス、水道の効率的かつ経済的使用に努めること。

## 6 その他留意事項

### (1) 学校通送便の利用

中高一貫校と教育委員会等の本市関係部局との文書連絡等については、郵便を使用せず、学校通送便を使用すること。

### (2) 環境への配慮等

廃棄物の発生抑制及びリサイクル・リユースの推進に努めること。

環境負荷の低減に資する物品等の調達(グリーン購入)等環境への配慮に努めること。

### (3) 拾得物

管理施設内における拾得物については、関係法令に則って、適切に管理すること。

### (4) 学校敷地内禁煙

管理施設内は全面禁煙とすること。

### (5) 大規模災害時の対応

本市の災害対策の取組みに協力するとともに、中高一貫校を大規模災害発生時等に避難場所等として使用するための協議要請があった場合は、必ずこれに応じること。

## 第6 生徒管理

### 1 学年及び学期

大阪市立学校管理規則及び大阪市立高等学校学則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 8 号）に規定するとおりとする。

(1) 学年

4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(2) 学期

中学校

第1学期 4月1日から8月24日まで

第2学期 8月25日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

高等学校

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(3) 学期の変更

高等学校の校長は、(2)の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、高等学校の学年を次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### 2 休業日

(1) 休業日は、次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

日曜日及び土曜日

夏季休業日 7月21日から8月31日（中学校は8月24日）まで

冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで

春季休業日 3月25日（高等学校は3月16日）から4月7日まで

(2) 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を設けることができる。

(3) 校長は、休業日と授業日を振り替えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、定例的な学校行事のための振替については、教育委員会に届け出て行うことができる。

(4) 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休業日を授業日とすることができる。

### 3 授業時間

授業時間は午前8時から午後5時までの間に設定すること。ただし、学校行事等によりやむを得ない場合は、授業時間を変更することができる。

#### 4 学級編制

学級編制については、関係法令の規定に基づき、1学級40人以下で編制すること。

#### 5 入学に関する手続及び基準

- (1) 指定管理法人は、指定期間における入学者の募集及び入学者選抜を実施すること。
- (2) 入学者の募集にあたっては、入学希望者数の増加に取り組むこと。
- (3) 入学定員は、教育委員会が定めるものとする。
- (4) 入学者の募集を開始する前に、学校説明会を1回以上開催すること。
- (5) 校長は、対象学校に入学しようとする者について、教育委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他教育委員会が定めるところにより、指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。
- (6) 上記(5)に関わらず、併設型中高一貫校であることから、高等学校の校長は、中学校の生徒が高等学校に入学する意思があることを確認したときは、高等学校への入学を許可するものとする。
- (7) 校長は、上記(5)及び(6)の入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

#### 6 卒業に関する手続及び基準

- (1) 校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業を認定するものとする。
- (2) 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

#### 7 懲戒に関する手続及び基準

- (1) 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分をすることができる。ただし、中学校の生徒に対しては、停学の処分をすることはできない。
- (2) 校長は、懲戒処分のうち退学又は停学の処分をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

#### 8 転入学・編入学に関する手続及び基準

- (1) 校長は、高等学校への転入学・編入学を希望する者がいる場合は、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会が定める基準に従い、転入学・編入学を許可することができる。
- (2) 校長は、転入学・編入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。
- (3) 中学校への転入学・編入学は認めないものとする。

#### 9 退学、休学、留学に関する手続及び基準

- (1) 校長は、高等学校の生徒から退学に係る願書の提出があったときは、退学することを許可するものとする。
- (2) 校長は、高等学校の生徒から休学に係る願書の提出があった場合であって、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、休学することを許可するものとする。
- (3) 校長は、高等学校の生徒から留学に係る願書の提出があった場合であって、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

## 10 その他の処分に関する手続及び基準

中高一貫校において生徒に対してされるその他の処分に関する手続及び基準については、教育委員会が定めるところにより校長が行うこと。

## 11 教育課程の編成方針

校長は、教育課程について、大阪市小・中学校教育課程編成要領及び大阪市高等学校教育課程編成要領（以下「教育課程編成要領」という。）に基づき編成するとともに、次の要件の全てを満たすように編成したうえで、教育委員会の承認を得ること。また、高等学校における卒業に必要な単位数の決定や、単位修得の認定に関する各教科・科目の評価基準についてもあらかじめ教育委員会の承認を得ること。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法に規定する中学校又は高等学校の教育の目標を達成するよう編成されていること。
- (2) 学習指導要領において全ての生徒に履修させる内容として定められている事項が、適切に取り扱われていること。また、中学校の教育課程の特例、高等学校専門学科の履修条件等、全てにおいて学習指導要領に則っていること。
- (3) 国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程を編成すること。
- (4) 教育課程編成要領に定める標準的な総授業時数が確保されていること。
- (5) 生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- (6) 中学校では、保護者への経済的負担への配慮、その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。また、生徒の転出に対して教育上必要な配慮がなされていること。
- (7) IB コースについては、文部科学省において定められた高等学校における教育課程を修了することを前提とし、IB 認定校となり得る教育課程を編成すること。

## 12 学習指導

指定管理法人及び校長は、教育課程に基づき、以下の学習指導を実施すること。

- (1) 一日当たりの授業時間数は 7 時間（50 分授業）以内とすること。
- (2) 休業日に補習・補講等を実施する場合は、生徒の負担等を十分考慮すること。
- (3) 中学校、高等学校ともに外国語（英語）科の授業は、専ら英語を用いて実施すること。
- (4) 中学校、高等学校ともに国語以外の 2 教科以上（外国語（英語）科とその他 1 教科。最大でも 3 教科程度とすること。）の授業は、専ら英語を用いて実施すること。
- (5) 高等学校では、グローバル探究科の専門教科の授業を学校設定科目として置くこと。
- (6) 中学校、高等学校とも IB の手法を取り入れた授業を開講すること。
- (7) 高等学校の IB コースの DP の授業については、「日本語 DP（English-Japanese Dual Language DP）」を実施するものとし、6 科目中 2 科目以上（最大でも 3 科目程度）は英語で授業を行い、その他の科目及び 3 つの必修要件（コア）については日本語で授業を行うこと。
- (8) 外国語（英語）科教員のうち、相当数は英語を母語とする外国人教員とすること。
- (9) 学校のコンセプト、特色に沿った授業、補講、学校行事等を行うこと。

- (10) 教育上必要又は効果が高い次のような学習活動について、校外で定期的又は不定期に実施することができる。この場合、当該学習活動による成果を評価・単位認定に反映すること。なお、計画に当たっては、教育委員会に必要な申請を行うこと。

<実施例>

泊を伴う 35 時間以上の英会話集中講義を行い、集中講座として 1 単位を認定する。

大学において開設される公開講座における学習等を校外における学習として単位認定する。

定期的に校外の教育機関等において実験やフィールドワーク等を実施し、その内容を基に生徒の学習評価とする。

- (11) 突出した才能や個性をもつ生徒に対し、ICT 機器の積極的活用等による個別のプログラムによる指導を行うこと。

### 13 教科書及び教材

- (1) 教科書については、教育委員会が採択したものを使用すること。
- (2) 校長は、教科指導に使用する教材については、教材選定委員会を設けて決定することとし、教育委員会の承認を得ること。
- (3) 教材の決定にあたっては、生徒及び保護者の経済的負担を考慮すること。

### 14 成績評価

- (1) 校長は、生徒の成績について、評価基準を設けて公正に評価すること。
- (2) きめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- (3) 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- (4) 教育課程編成要領に示された観点に基づいて学習評価を行うこと。
- (5) その他教育委員会の通知に基づき、他の大阪市立学校と同様に適切に成績評価を実施すること。

### 15 生徒指導

- (1) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- (2) 生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることをめざしておこなうこと。
- (3) 生徒指導は学校教育活動全体を通して行われるものであり、全ての教職員の協力のもとに組織的に行うこと。
- (4) その他教育委員会の通知に基づき、他の大阪市立学校と同様に適切に生徒指導を実施すること。
- (5) いじめについては、次のとおり対応すること。

自分や他人を傷つけてはならないこと等に関し、機会をとらえて繰り返し指導を行うとともに、かけがえのない生命を尊重することについて、深く考え、理解させる指導の



徹底を図る等、いじめ防止の取組みの徹底を図ること。

校長は、教育委員会の通知及び各学校で定める「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員で共通理解を図り、いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底に努めること。なお、「学校いじめ防止基本方針」については、開校までに定めること。

日常的に教育相談の充実を図るとともに、家庭との連携を密にしつつ、スクールカウンセラーの活用や関係諸機関との連携を図ることにより、きめ細かな指導を行うこと。特に犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、警察と連携・協力した対応をとること。

## 16 進路指導

- (1) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。
- (2) 中学校の進路指導においては、高等学校進学時の所属コースについて、本人の希望を尊重し、適切な指導を行うこと。また、保護者の了解を得ること。
- (3) 高等学校においては、海外大学進学等の多様な進路希望に対応できるよう、必要な体制を整備すること。

## 17 生徒指導要録

- (1) 校長は、在学する生徒の指導要録を作成すること。
- (2) 指導要録の作成は、教育委員会の基準に則って行うこと。

## 18 学校保健・学校給食

### (1) 学校保健

指定管理法人は、養護教諭に、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室運営及び保健組織活動等の業務に従事させること。

学校保健安全法その他の法令の規定に基づき、生徒の健康診断のほか、生徒の保健、安全及び環境衛生の確保に努め、生徒の良好な健康状態を保持すること。

地域の医療機関との連携体制を構築し、緊急時に対応すること。

### (2) 学校給食

中学校においては、大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 93 号）、大阪市学校給食費の管理に関する規則（平成 26 年大阪市教育委員会規則第 5 号）等の規定に基づき、学校給食を実施すること。実施方法については、別途協議するものとする。

## 19 特別支援教育

- (1) 指定管理法人は、特別支援教育について、教育委員会の方針に則り体制を整備すること。
- (2) 個の特性に応じた支援人材や介助補助員を配置するなどの支援体制を構築すること。
- (3) 突出した才能や強い個性をもつなどの突き抜けた異才に対し、その才能を伸ばす教育を行うために必要なアドバイザーを配置するなどの支援体制を構築すること。

## 20 学校行事

- (1) 校長は、各年度の学校行事計画表を作成すること。
- (2) 入学式及び卒業式を実施すること。

- (3) 各学期において始業式及び終業式を実施すること。
- (4) 新入生を対象としたオリエンテーションを入学式前に実施すること。
- (5) 文化祭など学習成果を発表する行事を実施すること。
- (6) 生徒間の親睦を図るとともに、学習意欲の向上や進路選択に資する宿泊を伴う研修を行うことができる。
- (7) 修学旅行を実施することができる。なお、修学旅行の企画・実施にあたっては、教育委員会の定める基準に準ずること。
- (8) 修学旅行を含め、宿泊を伴う行事を企画した場合は、事前に教育委員会に届け出ること。
- (9) その他、教育課程の実施に妨げにならない範囲で各種行事を企画すること。

## 21 長期・短期の留学

指定管理法人独自の提携先教育機関等への長期留学や、文部科学省、地方公共団体等が支援する民間団体等主催の長期留学で習得した単位の認定を行うこと。短期留学の単位認定に関しては、期間や習得内容を精査して取り扱うこと。保護者の費用負担を考慮し、留学は長短期に関わらず任意とすること。

## 22 学校図書館

- (1) 指定管理法人は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の規定に基づき、司書教諭及び学校司書を配置すること。
- (2) IBコース開設時には、IB教育を円滑に実施できるよう、図書館整備（司書の配置、蔵書、情報端末設置等）を行うこと。なお、教育委員会が認めた図書館の整備に係る費用は、管理代行料に含むものとする。
- (3) 生徒の学習意欲向上、学力向上に資する図書を計画的に整備すること。

## 23 教育課程外の活動

### (1) 部活動

学校のコンセプトである「グローバル人材の育成」という観点で、生徒のニーズも考慮し、必要な部活動を実施すること。

部活動実施に当たっては、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

「大阪市部活動指針」に則って実施すること。

### (2) 補習・補講

教育活動上必要な補習・補講を適切に実施すること。

補習・補講の実施にあたり、教材費等の実費以外に受講料等の名目で費用徴収をしてはならない。

### (3) 課業日以外の教育活動（上記(1)(2)以外）

課業日以外に教育活動を実施する場合は、事前に教育委員会と協議すること。

## 24 その他

高等学校において、生徒が利用できる食堂又は売店等を設置する場合は、教育委員会と事前に協議すること。

## 第7 運営管理

### 1 運営に関する計画

- (1) 校長は、中高一貫校の特色その他の実情に応じ、中高一貫校における教育活動その他の学校の運営に関する計画を定めなければならない。
- (2) 運営に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
中高一貫校の教育活動その他の学校の運営に関する目標  
の目標を達成するための取組  
その他校長が必要と認める事項
- (3) 校長は、運営に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第9条に規定する学校協議会（以下「学校協議会」という。）の意見を聴くものとする。
- (4) 校長は、運営に関する計画を定めたときは、教育委員会に届け出なければならない。

### 2 学校評価

- (1) 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条及び第104条第1項において準用する第66条から第68条までの規定に基づき、中高一貫校の教育活動その他の中高一貫校の運営の状況について、自己評価及び学校関係者評価（以下「学校評価」という。）を行うものとする。
- (2) 学校関係者評価は、学校協議会に行わせるものとする。
- (3) 学校評価結果については、教育委員会へ報告するとともに、中高一貫校のウェブページで公表すること。

### 3 災害時等の危機管理体制

- (1) 指定管理法人は、災害その他の事故等があった場合の対応について、「安全対策マニュアル」を作成し、教育委員会に提出すること。
- (2) 災害その他の事故等があった場合は、マニュアルに沿って対処することとし、生徒の安全確保を最優先するとともに生徒を避難誘導すること。
- (3) 災害の発生を想定して年1回以上教職員及び生徒による避難訓練を実施すること。
- (4) 暴風警報や特別警報が発表された場合の対応についての対応策を定め、生徒及び教職員に周知すること。

### 4 感染症等の疾病・食中毒予防

- (1) 指定管理法人は、インフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、病原性大腸菌「O157」による感染症等のような、学校現場で感染拡大が懸念される疾病の予防のため、衛生管理に留意し、学校施設の管理を行うこと。
- (2) 上記のような疾病が発生した場合は、校長はその状況を教育委員会に連絡し、必要に応じて学級閉鎖等の指示を行うこと。学校給食及び学校食堂の衛生管理の徹底を行うこと。

### 5 事故報告

指定管理法人は、生徒又は教職員に以下の事故等があった場合は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

- (1) 生徒又は教職員の死亡

- (2) 生徒に関する重大な事故等（交通事故、集団的疾病の発生、非行事件等）
- (3) 教職員に関する重大な事故等（交通事故、体罰等の不祥事）
- (4) 生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒処分
- (5) その他、中高一貫校の管理に影響を及ぼすおそれがある事案

## 6 教職員の異動等にかかる報告

- (1) 指定管理法人は、教職員の異動が生じる場合には、あらかじめ教育委員会へ異動又は変更後の状況が分かるものを提出すること。
- (2) 教育職員については、配置する学校の種類、担当する教科ごとの有効な免許状を有していることがわかる書類を教育委員会に提出すること。

## 7 学校徴収金等

中高一貫校は公立学校であることから、諸費用についても他の公立学校と比較して著しく保護者の負担が増大しないよう、事前に教育委員会と協議して徴収額を設定すること。

- (1) 以下に掲げる生徒又は保護者が負担すべき経費については、学校徴収金等から支出することができる。

教育活動における生徒の所有物に係る経費(教科書(中学校の生徒は除く)・教材費等)

(例)

教科書・教材費 ... 20,000～30,000円/年

体育実技用具 ... 20,000円程度

教育活動等の結果として、生徒個人等へ直接還元されるものに係る経費(各種資格試験受験料、IBDPの最終試験の経費等)

(例)

修学旅行積立金(本市の基準)

中学校 ... 50,000円程度(国内・2泊3日)

高等学校 ... 120,000円程度(海外・4泊5日以内)

72,000円程度(国内・4泊5日以内)

研修旅行積立金 ... 160,000円～300,000円程度(海外・10日間)

その他の経費

生徒費(校外学習等にも充当) ... 5,000円/年

卒業アルバム代 ... 10,000円程度

- (2) 管理施設や管理備品の維持管理に要するもの、学校、学年、学級単位で共用又は備え付けとするものに要するもの、その他管理、指導のためのものなど、中高一貫校の管理及び教育指導に係る経費については、学校徴収金等から支出することができない。

## 8 証明書類の発行

校長は、生徒の申請等必要に応じて、生徒に関する以下の証明書類を作成すること。

- (1) 在学証明書
- (2) 学校学生生徒旅客運賃割引証
- (3) 成績証明書
- (4) 単位修得(見込)証明書

- (5) 卒業（見込）証明書
- (6) 身分証明書
- (7) 調査書
- (8) その他生徒が必要とする証明書

## 9 保険への加入

- (1) 指定管理法人は、当該業務の実施にあたり必要な賠償責任保険に加入すること。
- (2) 指定管理法人は、インターンシップその他校外における実習に参加する生徒に対する保険に加入すること。
- (3) 指定管理法人は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入を希望する生徒にかかる書類の取りまとめを行うこと。

## 10 広報及び情報発信

- (1) 中高一貫校専用のウェブページを開設及び管理し、随時情報を発信すること。
- (2) 中高一貫校の教育活動を紹介するパンフレットを作成し、小学校、中学校その他関係団体に配布すること。
- (3) その他中高一貫校の特色や生徒の専門性等について、各種メディアにより積極的なPRに努めること。

## 11 地域との連携

- (1) 中高一貫校の学校運営について、生徒の保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、中高一貫校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供すること。
- (2) 周辺地域との交流活動に積極的に取り組むこと。必要に応じて、学校の取組みや教育活動について周辺住民に理解してもらう機会を設けるものとする。また、その他地域の活性化に寄与する取組みを行うこと。
- (3) 周辺地域の小中学校と積極的に交流・連携すること。必要に応じて、出前授業や教員の研修・交流等の取組みを行うこと。

## 12 企業及び大学との連携

指定管理法人及び校長は、以下のことについて企業及び大学との連携を十分に図るとともに、連携先の確保及び拡大に努めること。

- ア 実習等の受け入れ
- イ 現場見学を含めたキャリア教育指導
- ウ 特別講義等への講師派遣

## 13 本市学校教育全体の拠点校としての役割

- (1) 中高一貫校については、その実践内容や教育手法等を他の市立学校へ普及させ、本市学校教育全体の学力向上に繋げる拠点校としての役割を果たすものとする。
- (2) 指定管理法人及び校長は、上記の目的を達成するため、研修教員の受入や授業公開、研修実施などについて、教育委員会からの求めに応じなければならない。

## **第8 その他留意事項**

### **1 調整会議の設置**

- (1) 教育委員会は、指定管理法人との間で管理運営上の問題点、課題等の解決を図る場として、調整会議を開催するものとする。
- (2) 調整会議において、事業報告書で求める内容や生徒・保護者の意見・満足度の把握方法等に関する詳細な点検項目、必要に応じて生徒から学校が徴収する学校徴収金の額、その他仕様書で明記のない事項等について協議決定するものとし、費用負担を伴わない項目については教育委員会が最終的な決定を行うものとする。

### **2 損害賠償**

- (1) 指定管理法人の教職員等が職務を行うについて生徒その他の者に損害を与えた場合  
指定管理法人の教職員又は派遣教員が職務を行うについて、故意又は過失によって生徒その他の者に損害を与え、本市が当該生徒その他の者から損害賠償を請求され、賠償を行った場合、本市は指定管理法人に対して求償することができる。
- (2) 管理の瑕疵によって生徒その他の者が損害を受けた場合  
指定管理法人が行う管理の瑕疵によって、生徒その他の者に損害が生じ、本市が当該生徒その他の者から損害賠償を請求され、賠償を行った場合、本市は指定管理法人に対して求償することができる。
- (3) 指定管理法人の責めに帰すべき事由による指定取消し等の場合  
指定管理法人の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理法人は、本市に生じた損害、損失や増加費用を賠償しなければならない。なお、その他の事由により指定が取り消された場合は、教育委員会と指定管理法人とは協議するものとする。

### **3 監査委員等による監査**

本市の監査委員等が教育委員会の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理法人に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

### **4 その他**

募集要項及び本仕様書に記載のない事項及び業務の内容又は処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議を行うものとする。

別紙 1

### 中高一貫校の施設整備計画の概要

中高一貫校については、現在の大阪市立南港緑小学校及び大阪市立南港渚小学校（平成 29 年度末に統合・移転予定）の跡地で開校するものとし、両校地を活用した中高一貫校の施設整備計画の概要は次のとおりである。ただし、現時点での計画案であり、予算措置も含めて正式に決定したのではないため、今後変更となる可能性があるので留意すること。

中高一貫校の設置目的を踏まえ、指定管理法人が特色ある教育活動を行えるようにするため、施設整備の基本設計については、指定管理法人の意見を聴取した上で、教育委員会が計画を定めて実施するものとする。

なお、詳細は指定管理予定法人に選定された後に改めて意見を聴取するが、申請時点における施設整備の考え方について提案を求めるものとし、「中高一貫校の管理に関する事業計画書(7)」(様式 4 - 7) に記入すること。

#### 現況



- ・南港緑小学校及び南港渚小学校については、平成 29 年度末に統合・移転を行う。

#### 平成 31 年度（開校時）



- ・西学舎（南港渚小学校跡地）の既存校舎（延床面積約 6,912 m<sup>2</sup>）を改修し、特別教室として使用する。
- ・東学舎（南港緑小学校跡地）の既存校舎（延床面積約 6,496 m<sup>2</sup>）は改修を行わず、管理諸室、普通教室、特別教室、グラウンドとして使用する。

平成 32 年度 ~ 平成 33 年度



- ・西学舎のグラウンドに新校舎及び体育館・プールの増築工事(延床面積約 13,000 m<sup>2</sup>)を行う。

平成 34 年度



- ・西学舎の増築工事完成後に東学舎の校舎を解体撤去し、グラウンドとして整備する。

平成 35 年度以降 (整備完了後)





### 整備予定の教室

中高一貫校に整備する教室については、次のとおりである。ただし、現時点での計画案であり、既存校舎又は新校舎のいずれに整備するかは未定であり、予算措置も含めて正式に決定したのではないため、今後変更となる可能性があるので留意すること。

区分	教室名
管理諸室	校長室、職員室、I Bコーディネーター室、I B教員室、講師室、事務室、放送室、教科室、印刷室、職員更衣室、会議室、用務員室、倉庫、保健室、生活指導室、進路指導室、進路資料室、生徒会室、カウンセリング室、給食調理室、食堂
普通教室	普通教室、演習室
特別教室	C A L L 教室、情報処理室、理科実験室、理科準備室、地歴・公民室、音楽室、音楽準備室、調理実習室、調理準備室、被服実習室、被服準備室、美術室、美術準備室、技術室、技術準備室、図書室、多目的室、和室

## 管理代行料の見込額

教育委員会は、中高一貫校の管理に必要な経費を算定し、予算の範囲内で年度ごとに指定管理法人に管理代行料として支払うものとする。管理代行料の考え方及び年度ごとの見込額は次のとおりとなるが、現時点での見込額の算定であり、詳細については年度ごとの年度協定において定めるものとする。なお、見込額については、設置学級数及び生徒定員数が募集要項及び仕様書に示す予定数となった場合であり、設置学級数に変更が生じた場合や生徒数が定員に満たなかった場合は変更が生じるので留意すること。

## 1 見込額

(単位：千円)

	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度 以降
(1)学校維持運営費	10,720	21,440	32,160	38,480	44,800	51,120
(2)人件費等	218,341	292,918	395,265	434,439	492,763	559,675
(3)学校医報酬	4,116	4,116	4,116	4,157	4,157	4,157
(4)その他運営費	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220	8,220
合計	241,397	326,694	439,761	485,296	549,940	623,172

## 2 考え方

## (1) 学校維持運営費

中高一貫校の管理に必要な消耗品費、印刷製本費、光熱水費、建物修繕料、備品修繕料、通信運搬費、校用器具費、図書購入費、その他の手数料、委託料などをいう。

他の市立学校と同様に、その内容・性質に応じて、学級数・生徒数ごと、施設・設備の実態に応じて予算額を算定するものとする。

上記見込額については、平成 28 年度予算における生徒一人当たりの必要経費を基に算出しているため、あくまでも目安額として考えること。なお、教育委員会が直接執行する経費も含まれているため、管理代行料と支払う内容については協議の上決定するものとする。

## (2) 人件費等

中高一貫校の教職員の給与、退職手当、旅費及び非常勤講師等の報酬などをいう。なお、保険料等の事業主負担額も含まれている。

他の市立学校と同様に、教育委員会が管理を行う場合に必要の人件費等として、配置すべき教職員数、非常勤講師時間数等に応じて予算額を算定するものとする。

上記見込額については、平成 27 年度決算における教職員一人当たりの人件費等を基に算出しているため、あくまでも目安額として考えること。なお、人件費等については、実施

する教育課程による授業時間数に応じ、必要な教職員及び非常勤講師時間数が異なることから、管理代行料として支払う額については協議の上決定するものとする。

(3) 学校医報酬

中高一貫校の学校医（内科、眼科、耳鼻咽喉科）、学校歯科医、学校薬剤師、産業医の報酬をいう。

他の市立学校と同様に、教育委員会が管理を行う場合に必要な報酬額として、必要な学校医数に応じて予算額を算定するものとする。

上記見込額については、平成 28 年度予算における報酬額を基に算出しているため、あくまでも目安額として考えること。なお、管理代行料として支払う額については協議の上決定するものとする。

(4) その他の運営費

上記のほか、教育委員会が実施している事業について、その実施の有無及びその実施方法について協議を行うものとする。なお、平成 28 年度予算における主な事業は次のとおりである。

- ・ 校長経営支援戦略予算（中学校・高等学校）...約 1,800 千円
- ・ 習熟度別少人数授業（中学校）...約 5,464 千円
- ・ 特別支援教育サポーターの配置...約 956 千円

教育委員会が直接執行する方法又は管理代行料として支払う方法のいずれかについては、協議の上決定するものとする。

(5) その他の経費

上記(1)から(4)に掲げる経費には、中学校給食の実施に係る経費、I B 認定に係る経費、I B 実施に係る教員研修費は含んでいないので、これらに要する経費については「(様式 4 - 3 別紙) 収支計画書」には計上しないこと。

## 別紙 3

## 教職員配置の標準数

教育委員会が中高一貫校を管理する場合（公設公営の場合）においては、法令に基づく年度ごとの教職員配置の標準数は、次のとおりとなる。

なお、編成する教育課程に基づく各教科の授業時間数等に応じて、教職員の加配措置や非常勤講師の配置など行うことがある。

		H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度 以降
中 学 校	学級数	2 学級	4 学級	6 学級	(H33 年度以降同じ)		
	校長	1	1	1	(H33 年度以降同じ)		
	教頭	1	1	1			
	教諭	6	8	11			
	養護教諭	1	1	1			
	事務職員	1	1	1			
	学校用務員	1	1	1			
	<b>中学校教職員計</b>	<b>11</b>	<b>13</b>	<b>16</b>	(H33 年度以降同じ)		
高 等 学 校	学級数	2 学級	4 学級	6 学級	8 学級	10 学級	12 学級
	校長	1	1	1	1	1	1
	教頭	1	1	1	1	1	1
	教諭	9	13	19	23	29	35
	養護教諭	0	1	1	1	1	1
	実習助手	0	0	1	1	1	1
	事務職員	1	2	3	3	3	4
	学校用務員	1	1	1	1	1	1
	<b>高等学校教職員計</b>	<b>13</b>	<b>19</b>	<b>27</b>	<b>31</b>	<b>37</b>	<b>44</b>
中高一貫校学級数合計	4 学級	8 学級	12 学級	14 学級	16 学級	18 学級	
<b>中高一貫校教職員総数</b>	<b>24</b>	<b>32</b>	<b>43</b>	<b>47</b>	<b>53</b>	<b>60</b>	